

訴えていたのは、知的障害がある名児耶匠さん（茨城県牛久市）。20歳になってから両親と選挙に行くのが常だったが、将来の財産管理などを心配して父親の清吉さんが後見人に付いた2007年以降、選挙権を失った。

裁判で争点となったのは、「被後見人には選挙権を与えない」とする公職選挙法の第11条1項1号が憲法違反かどうか。

これを判決は、違憲、無効とした。憲法は成年者の普通選挙を保障し、社会的身分などで差別されないとしており、選挙権の制限は原則として許されないと指摘。原告の選挙権を認めた。

裁判長は「被後見人も『国民』。この国がどんなふうになったらいいか、どんな施策がされたら自分たちは幸せか、選挙を通じて意見を国政に届けることこそ民主主義の根幹。障害を持って生まれた人、事故や病気で障害を持った人、老化により判断能力が低下した人などさまざまなハンディを持つ国民も主権者」だと述べた。

被告の国側は、「能力のない人が参加すると選挙の公正が害される」、「選挙のつど能力を個別審査してられないので成年後見制度を借用している」と、権利を制限する合理性を主張していた。

この点も判決は「事実も推認するに足る証拠もない」、「財産管理の能力と選挙の能力は異なる。自己決定の尊重、残存能力の活用、ノーマライゼーシ

ョンという理念に基づく成年後見制度の趣旨に反する」と退け、一律に制限することにやむを得ない事由があるとは認められないとした。

国が控訴しなければ、判決通り匠さんは次回の選挙から投票できる。また法改正が整えば、匠さんのように知的・精神障害や認知症などがあり後見を受けている人たちも投票できるようになる。最高裁によると、2011年の後見・保佐・補助の申し立ては3万1,402件あり、うち2万5,905件（82%）が後見だ。

原告側の支援者らは法務省に控訴しないよう働き掛けるとともに総務省に法改正するよう求めている。

■裁判長「胸張って」

判決日、法廷で裁判長が主文を「原告が次回の衆議院議員・参議院議員選挙で投票できる地位にあることを確認する」と読み上げると、傍聴席で拍手が沸いた。

続けて裁判長は理由をゆっくり説明し、原告に向かって「名児耶さん、どうぞ選挙権を行使して社会参加し、堂々と胸を張っていい人生を生きてください」と笑顔を見せた。

判決後の記者会見では、匠さんが「うれしいですね」と発言。「両親と一緒にまた選挙に行きたいと思えますか」と問われると、「思えます」と即答した。

娘の人権侵害の片棒を担いだと悔いていた父・清吉さんは、「やっと胸のつかえが下りた」と話した。

（福祉新聞・第2615号2013年3月25日）

<特集>生活支援ロボット

生活支援ロボット開発の現状・課題・展望（大川弥生）

ロボット介護機器開発・導入促進事業について（北島明文）

福祉用具・介護ロボット実用化支援事業を通して（五島清国）

<使用体験>

ロボットスーツ HAL® 福祉用（吉本隆彦・清水一生）

iArm（アイ・アーム）の使用体験をして（高見和幸）

アザラシ型ロボット・パロの効果～介護老人保健施設編（導入初期）～（岩間洋一）

トーキングエイド for iPad の紹介（小野雄次郎・花田春兆）